

市民文教委員会会議録

平成23年5月18日(水)

(開会) 10:07

(閉会) 10:20

案 件

1. 議案第44号 専決処分の承認
(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
2. 議案第45号 専決処分の承認
(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
3. 議案第46号 専決処分の承認
(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
4. 議案第47号 専決処分の承認
(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))
5. 議案第48号 専決処分の承認
(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「議案第44号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」から「議案第48号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」までの、5件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

学校給食課長

議案第44号から議案第48号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))についてご説明いたします。

議案書の13ページからとなります。学校給食費を納入されない長期滞納世帯19世帯に対して、飯塚簡易裁判所に18件、福岡簡易裁判所に1件の支払督促の申立てを行ったところ、相手方5世帯から分割納入を求める督促異議申し立てが行われましたので、民事訴訟法第395条の規定により訴訟手続きへ移行したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき学校給食費請求事件として専決処分を行ったもので、その承認を求めるものでございます。

今回の専決処分は、本年2月9日、飯塚簡易裁判所及び福岡簡易裁判所に給食費の滞納世帯に対しての法的措置である、支払督促の申立てを行なった事によるものであります。これまでの再三の督促にも関わらず支払いに応じられなかった59世帯に対し、昨年7月上旬から11月中旬にかけ、最終催告として、法的措置を執る旨を書いた督促文書を送付し、それでも支払いに応じられなかった19世帯、請求金額にいたしまして約337万6千円に対し、申し立てを行ったものであります。

今回、異議を申し立てられた5世帯については、いずれも分割支払いに応じるとの事であり、支払いを拒否する異議は1件もありません。また、5世帯以外の残る14世帯のうち、裁判所からの支払督促申立書を受領後に、1世帯が完納、2世帯が分納誓約に応じられており、この3世帯については申立ての取り下げを行っております。

残る11世帯のうち、何の意思表示をされない世帯が9世帯あり、この9世帯については、仮執行宣言申立書を送達し、2週間の異議申立期間を過ぎ、何の意思表示もなされなかったため、市が差押え等の強制執行が可能となっております。

残る2世帯については、裁判所からの1回目の支払督促の申し立て書が不送達となってお

りますので、更に休日指定等の送達を繰り返し行っているところでございます。

今後も、滞納の減少及び公平性を担保して納付意欲の低下を来さないため、必要に応じて法的措置を行い、生活困窮世帯へは就学援助制度について案内するなど、滞納額が高額とならないよう、細やかな徴収業務を行いたいと考えております。

以上簡単ではありますが、議案についての説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

いくつか聞いてみたいんですけど、まずその督促をやるということは、どれぐらいためたら、督促をやるのか。それといつから督促を始めるのか。督促の方法というのは、文書とかあるいは訪問とかいろいろ方法があるが、どういう方法でやるのか。この3点をお尋ねいたします。

学校給食課長

滞納者に対しては学校給食課から逐次しているわけですけど、何ら音沙汰がなくて、うちの決めごとですが、10カ月もしくは10万円を超えるような世帯に対して裁判所のほうに支払督促の申立てを行っております。督促の方法といたしましては、いま申し上げましたように相手方と電話でたまってますよというような督促もありますし、今回このようにするのは、それでも何も相手方から返事がないというような場合で、裁判所のほうに支払督促の申立てを行っております。

岡部委員

10カ月ですか、いまの話では。私が思うのは払わない奴が1番悪い。これはまぎれもない事実ですよ。ただ借金でも何でもそうだけど、払う気があってもある程度の額に達したら、払えなくなるという状況があるし、払いたくなくなるという状況も出てくるわけですよ。だから私は今回の督促の異議申立ての問題についても、本来言ったら督促をするほうが、きちっと、ある程度のところで足を運んでやれば、ここまででなくて取れるんじゃないかと。はじめから子どもの学校給食代は国の持ちで、1円も払う義務はないとかいう形の中でスタートしていくものじゃないと、私は思うんですよ。頂くほうの姿勢にもある。もちろん食べて払わない奴が一番悪いんですけどね。そういうふうなところを、あなた方はどういうふうに感じています。責任はないというふうに考えてあるのか。それでもいいですよ。

学校給食課長

先ほど申しました10カ月というのは、裁判所に申立てる相手方のことでありまして、通常は3カ月滞納すると電話なりお知らせはしています。それでも返事がないという方には、概ねその10カ月を目安で裁判所のほうに督促申立てをしているわけございまして、できるだけこれはしたくない訳でございますから、3カ月たまるとうちのほうから連絡はしています。その方たちが分納の約束とかしていただければ、それでしておる訳です。

岡部委員

失礼しました。私勘違いして10カ月もためるまで、ほったらかしていたのかというふうな考え方で質問をした訳でございますけども、いずれにしても、たまれば払いにいけるとい状況ですので、大変御苦労と思うけど1カ月でも2カ月でも、相手にきちっと連絡をしながら払いやすい環境と言いますか、そういうふうな状況は心掛けていただきたいということをお願いしておきます。

委員長

他に質疑はございませんか。

八児委員

本当にご苦労さまと思っておりますけど、1点だけ聞かしていただきたいんですけども、督促にあたってですね、担当の先生がこれに一所懸命、毎晩そういう家庭に訪問するとか、そういう

ようなことを聞き及んでおられることもあったんですが、そういうことがあっているのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

学校給食課長

現在は学校の先生方にそういうお仕事はしていただいております。すべて学校給食課の職員でございます。

八児委員

そうしたら、生徒に対してそういうことは一切行われてないというふうな状況ですか。生徒にそういうふうな書類等を持たせるとか、そういうことがあっておるのかどうか。

学校給食課長

学校を通じて児童生徒にそういう滞納に関する通知を出すという、そういうことはしておりません。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第44号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」から「議案第48号 専決処分の承認(支払督促申立てに対する異議申立て(学校給食費請求事件))」までの5件については、いずれも原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。本委員会として、所管事務について調査するため、「所管事務の調査について」を閉会中の継続審査として付託を受け、調査期間は次期定例会までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本委員会として「所管事務の調査について」を閉会中の継続審査として付託を受け、調査期間は次期定例会までとすることに決定いたしました。

なお、本件につきましては、会議規則第98条の規定に基づき議長に申し出いたします。

なお、所管事務調査に係る資料を本日配付しております。本件につきましては次回の閉会中に委員会において議題とし、調査いたしますので、それまでにご一読いただきますようお願いいたします。

これをもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。